

# 博士学位論文審査要旨

2013年2月6日

論文題目： 犯罪収益の剥奪

学位申請者： 林 詩書

審査委員：

主査： 法学研究科 教授 松原 久利

副査： 法学研究科 教授 川本 哲郎

副査： 法学研究科 教授 川崎 友巳

要旨：本論文は、犯罪収益の剥奪の問題について、没収追徴の法的性格、マネーロンダリング規制および有罪判決を要件としない没収の検討を通じて解決を図ろうとするものです。そのために、第1に、現行法上の没収・追徴の法的性格について、犯罪の経済的誘引を取り除き一般予防を達成するとともに、犯罪収益の再投資の防止という特別予防を達成する財産的刑罰としての意義を明らかにし、有罪判決を必要とする点で限界があることが示されます。第2に、マネーロンダリング罪は、犯罪収益の没収・追徴制度の有効性を担保する性格を有し、保護法益は犯罪収益の没収・追徴という国の司法作用として、その適用範囲を明らかにします。これにより、没収・追徴が比較的要になったが、没収が刑罰である以上、犯罪の特定が必要である点で限界があり、有効・適切な没収のためには、有罪判決を要件としない犯罪収益の剥奪制度の創設が必要であるとします。そこで、第3に、アメリカの民事没収と、イギリスの民事回復制度の検討を通じて、有罪判決を要件としない犯罪収益の剥奪は、犯罪以前の経済状態に戻すという回復的・救済的性格であること、違法な手段による取得した財産を享受してはならないことを求める社会構成員の権利という観点から正当化することができるものであり、実質的人権保障の観点から、刑事没収の補充的手段として導入すべきであるとの結論を導き出します。

本論文は、まず、現行法上の没収を刑罰として明確にすることにより、没収制度の理論的基礎を確認し、マネーロンダリング罪との相互関係を明らかにした点で理論的・解釈論的意義が認められます。また、没収の適用範囲と限界を明らかにして、マネーロンダリング罪に犯罪収益の剥奪の補充を果たす機能を担わせ、有罪判決を要件としない犯罪収益の剥奪制度の導入により問題解決を図るという点で、実践的意義が認められます。さらに、検討の素材としてアメリカおよびイギリスの制度を対象として、その生成過程、正当化根拠、適用要件・範囲にについて検討を加えている点で、比較法的研究成果が認められます。

以上のように、本論文は、犯罪収益の剥奪の問題について、刑罰としての没収・追徴、マネーロンダリング罪、有罪判決を要件としない没収の創設による解決を目指して、独創的な視点を提供するものとして特筆に価するものといえます。よって、本論文は、博士(法学)(同志社大学)の学位論文として十分な価値を有するものと認めます。

## 総合試験結果の要旨

2013年2月6日

論文題目： 犯罪収益の剥奪

学位申請者： 林 詩書

審査委員：

主査： 法学研究科 教授 松原 久利

副査： 法学研究科 教授 川本 哲郎

副査： 法学研究科 教授 川崎 友巳

要旨：審査委員は、2013年1月28日、午後2時30分から16時まで、良心館444番教室で口頭審査を行った。学位申請者は、本論文の問題意識をはじめ、没収・追徴の刑罰としての法的性格、財産権の保障と犯罪収益剥奪の調和、第三者没収の問題性、マネーロンダリング罪の保護法益、有罪判決に基づかない没収としてのアメリカの民事没収とイギリスの民事回復の意義、制度創設に至る経緯、その正当化根拠、適用範囲、手続、運用上の問題点、日本への導入の可能性など、本論文の内容および関連事項に関する多岐にわたる質疑に対して、終始的確な応答を行い、当該分野ならびに関連領域に関する専門知識を十分に有するとともに、高度な学術的考察力を備えていることを示した。また、申請者は、本論文の執筆に当たり、外国文献として、英語の文献を多数資料として用いており、この分野において必要な英語の能力を十分に備えているものと判断した。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

# 博士學位論文要旨

論文題目： 犯罪収益の剥奪  
氏名： 林 詩書 (リン シシヨ)

要旨：

## 1 問題意識

「犯罪はペイしない」という政策目的を達成するために、国は、国民の各種の人権の保障に配慮しながら、犯罪収益を剥奪しようとしている。犯罪収益規制は、一般的に刑事上の規制に依存するところが多い。刑法典では、9条は没収を付加刑とし、19条は、犯罪収益の没収・追徴を定め、その剥奪を図ろうとする基本規定となっている。刑法19条以外にも、それを補完する形で様々な没収・追徴の特別規定が存在する。また、犯罪収益の没収・追徴を免れることを防止するために、19条2項但書が第三者没収を認めている。一方、犯罪収益のロンダリングによる危害に着目し、犯罪収益の隠匿・仮装および收受が犯罪化された。このように、現行法における刑事上の犯罪収益規制として、犯罪収益の没収・追徴とマネーロンダリング罪は2つ重要な手段であるが、人権の保障と犯罪収益の剥奪の必要性を調和させるため、その制限として、前者については、有罪判決の存在がその発動前提となっているのに対し、後者については、ロンダリング行為処罰には有罪判決がなければならない。

没収・追徴について、とくに争いの多い第三者没収については、その実質的な性格をめぐって学説上の見解が折衷説に落ち着いたところであるが、刑罰説と保安処分説を含め、いずれも問題を抱えており、解釈論としては必ずしも成功しているとはいえない。また、従来の議論は性格論にとどまり、それを没収・追徴の適用範囲に反映させる議論は少なかった。

一方、マネーロンダリング罪の罪質は、立法関係者の解説によると、犯罪収益の没収・追徴制度の有効性を担保するのではなく、新たな犯罪を助長したり、合法的な経済活動に影響を与えたりするものである。このように解すると、マネーロンダリング罪は抽象的危険犯の性格を有し、予備犯的なものとなっている。しかし、構成要件上、実行行為とされる犯罪収益の隠匿・仮装と收受には、典型的に上述した危険性を孕んでいるかどうか疑問であり、せいぜい牽連関係しかないのではないかと。また、刑法19条2項但書の第三者没収の客体を犯罪収益に限定すれば、その他の要件と犯罪収益の收受罪の構成要件とは、ほぼ同じと見てよい。成立要件における僅かな相違により、このような性格の相違を認めることは困難なのではないか。マネーロンダリング罪における処罰の根拠をいかに解釈するかによって、犯罪収益規制の一環として果たす役割が影響されるのみならず、犯罪収益の没収・追徴との関係が左右されるし、特例法等において新設された3つのマネーロンダリング罪の相互関係や構成要件の設定、本犯者処罰の可否、法定刑の設定なども異なってくる。

現行法では、犯罪収益規制を刑事上の手段に依存するところが多いが、しかし、犯罪収益を刑事上の手段により規制しようとするれば、刑事手続により人権が厳密に保障されている反面、有罪判決を必要とする点が、とくに、犯人が死亡し、逃亡し、所在が不明または管轄外にいる場合、あるいは有罪判決こそ得られないものの、財産が犯罪収益であることを合理的な疑いを容れる余地のない程度で証明できる場合には、大きな支障となることは否めない。これらの場合においては、人権の保障と犯罪収益の剥奪の必要性との調和がうまく取れていない面がある。犯罪収益規制の一環とされる刑事上の手段によりカバーされてきた範囲は、刑罰でしか対応しえないのか、それとも刑事手続から独立した処分または措置としても可能なのかについて、従来、課徴金のような一部の犯罪類型にのみ適用する手段については大きく論争を呼んだが、すべての犯罪類型に

妥当する手段については、ほとんど論じられてこなかった。

このような問題意識から、本論文は、刑事上の犯罪収益規制に着目し、犯罪収益の没収・追徴の法的性格とマネーロンダリング罪の罪質を明らかにし、それぞれの適用限界やその相互関係、犯罪収益規制における役割を検討するとともに、人権の保障と犯罪収益の剥奪の必要性との調和という観点から、犯罪収益規制の刑事上の手段に代替する手段を考察し、その正当化根拠や適用範囲などを検討し、犯罪収益規制における将来の制度設計を提言するものである。

## 2、本論文の構成

最初に、序論において本論文の問題意識と構成を明らかにする。

第1章では、没収・追徴の法的性格と適用範囲について分析・検討する。没収・追徴の法的性格について、刑法9条は付加刑とするが、学説上では実質論として、刑罰説、保安処分説と折衷説に分かれ、現在では折衷説に落ち着いたが、それぞれの見解を検討した結果、主体が被告人であるか第三者であるかにかかわらず、刑罰説が妥当であることを明らかにする。続いて、このような性格を現行法における適用範囲にいかに関与させることを考察する。とくに、第三者没収における現行法上の運用の限界を指摘する。

第2章では、マネーロンダリング罪の罪質・保護法益を中心として、それにかかわる諸問題について、世界でもっともマネーロンダリング規制に取り組んできたアメリカと国際的条約などにより提示された基準を対象として比較法的考察を行う。第1章での検討により明らかになった犯罪収益の没収・追徴の法的性格を踏まえて、日本の規定と比較しながら、国際的基準とアメリカにおけるマネーロンダリング罪を類型化したうえで、それぞれの罪質に着目し、その妥当性と罪質がいかに構成要件や法定刑の設定に反映されるのかを考察していくとともに、犯罪収益規制の一環としてマネーロンダリング罪における役割、犯罪収益の没収・追徴と犯罪収益の第三者没収との関係を明らかにする。

第3章では、第1章と第2章の検討から明らかになった理解を前提として、人権の保障と犯罪収益の剥奪の必要性との調和という観点から、従来、刑事上の手段によりカバーされてきた範囲を有罪判決に基づかない犯罪収益の剥奪により対応する可能性について、長年にわたって民事没収に関する裁判例や学説を蓄積してきたアメリカと、2002年に犯罪収益の民事回復を新設したイギリスを対象に比較法的検討を加える。まず、アメリカの没収制度を概観し、民事没収と刑事没収のそれぞれの長所と短所をまとめ、犯罪収益の民事没収の性格と理論的根拠を、連邦最高裁判所と各巡回区控訴裁判所の判決例を分析し考察することにより明らかにする。次に、イギリスの民事回復制度を概観し、立法時における正当化根拠に関する議論を紹介した後、有罪判決に基づかない犯罪収益の剥奪におけるそれぞれの国に用いられる正当化根拠を検討し、日本への示唆を考察する。このような示唆により、有罪判決に基づかない犯罪収益の剥奪を日本に導入する際、その正当化根拠をいかに構築するのが妥当であるかを検討し、そこから導き出される剥奪の実体的・手続的要件や現行法上の刑罰的没収との関係など立法化をめぐる問題点を提示し、その解決を図る妥当な制度設計を提案する。

第4章では、結語として、これまでの考察・検討による結論を要約するとともに、将来において刑事上の手段としての犯罪収益の剥奪における制度設計およびそれに補完または代替する制度のあり方について提案する。